

豊橋市監査公表第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和4年5月27日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	田中敏一
同	山本賢太郎

定例監査の結果について

第1 監査の対象

(1) 財務部

〔 財政課、資産経営課、契約検査課、市民税課、資産税課、納税課 〕

(2) 企画部

〔 政策企画課、未来創生戦略室^{※1}、秘書課、広報広聴課、
シティプロモーション課^{※2}、首都圏活動センター 〕

※1 令和4年4月1日 政策企画課へ統合

※2 令和4年4月1日 政策企画課、広報広聴課及び観光プロモーション課に業務を移管し廃止

(3) 産業部

〔 産業政策課、地域イノベーション推進室、商工業振興課、観光振興課[※]、
みなと振興課、競輪事務所、農業企画課、農業支援課、農地整備課 〕

※令和4年4月1日 観光プロモーション課に名称変更

(4) 建設部

〔 土木管理課、道路維持課、道路建設課、河川課、建築課、建築指導課、
建築物安全推進課、住宅課 〕

(5) 農業委員会事務局

第2 監査の期間

令和4年2月1日～令和4年4月27日

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、各課（工事担当課を含む。）に共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼において監査を実施した。

第4 監査の結果

各課所管の事務処理について、抽出した予算執行事務及び事務事業並びに施設・設備の維持管理状況を監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部において次のとおり改善又は留意すべき事項が見受けられた。

財 務 部

《資産経営課》

意 見

1 燃料電池自動車等の運用について

燃料電池自動車など一部の乗用自動車において、利用実績が少なく、非効率的な運用状況となっていることから、運用方法や所有台数の見直しなど、効率的な財産運用に努められたい。

《市民税課》

意 見

1 減免に係る書類について

事業所税に係る減免申請書類について、申請書に添付すべき減免を受けようとする事由を証明する書類が、減免決定の決裁の際に申請書に添付されておらず別に綴られている事例が見受けられたので、証明書類を確認の上で減免の決定をするとともに、適切な書類管理に努められたい。

《資産税課》

意 見

1 契約事務について

固定資産地理情報システムデータ更新業務委託において、配置すべき技術者の資格認定の有効期限が切れた資格証明書を受託者から受領していたので、有資格者による適正な業務の履行が担保されるよう、書類の確認を徹底し、適切な事務処理に努められたい。

企 画 部

《未来創生戦略室》

意 見

1 滞在人口等分析ツールについて

人流を分析しそれに応じた施策を各課が実施することを目的に令和3年度からスマ

ートフォンの位置情報と属性情報を活用した滞在人口等分析ツールの利用を開始しているが、令和4年2月末までの利用状況を見ると所管する施設の来館者分析やイベント時の滞在人口分析などで活用されているものの、利用している部署は14課室にとどまっている。エビデンス（科学的根拠）に基づく政策立案の重要性は今後も高まっていくと考えられるので、当該ツールが有効に活用されるよう、職員への周知などの取組に努められたい。

2 一者随意契約について

新型コロナ通知システム設置保守業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約をしているが、理由の記載が不十分かつ抽象的であるため、履行可能な者が一者に特定される場合には、その根拠を整理し、理由書に具体的に記載するよう努められたい。

《広報広聴課》

意 見

1 ホームページの管理について

各課が作成しているホームページにおいて、「豊橋市ホームページ管理運用ガイドライン」で使用不可の文章表記が散見される。市民にわかりやすい情報を提供するため、各課に対しガイドラインに基づいた適切なホームページ作成の指導に努められたい。

2 ウェブアクセシビリティの取組について

令和3年10月に実施したウェブアクセシビリティの取組調査では、多くの課のホームページで高齢者や障害者に配慮した情報提供が徹底されていない結果となっている。また、指定管理者等が作成している外部施設等のホームページも評価対象であるウェブアクセシビリティ評価では「全体としての取り組み」の評価点数が低くなっている。

この結果は、ウェブアクセシビリティへの認識が低いことが要因と考えられるので、ホームページ担当者のみならず職員個々の意識を高める効果的な研修などを行い、ウェブアクセシビリティへの認識を高めるように努められたい。

3 委託契約について

広報紙デザイン委託業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約をしているが、最も適当である等の抽象的な理由ではその妥当性を客観的に判断することはできないため、契約方法の変更を検討するなど適切な事務処理に努められたい。また、頁数の増減を踏まえて毎月契約をしているが、契約期間の見直

しを図るなど効率的な事務処理に努められたい。

《首都圏活動センター》

意 見

1 ほの国東三河応援倶楽部総会について

首都圏在住の東三河地域にゆかりのある人を会員としてほの国東三河応援倶楽部を組織し、令和3年度の総会ではシティプロモーション活動や情報収集・意見交換を行っているが、参加者数は会員の10%程度の84名となっていることから、多くの会員に参加してもらえるよう効果的なアプローチ方法の検討により、多くの意見を市政に反映できるような総会運営に努められたい。

産 業 部

《地域イノベーション推進室》

意 見

1 イノベーション創出等支援事業補助金について

イノベーション創出等支援事業補助金において、補助事業者は市税の滞納がないことを条件として間接補助事業者を募集しており、その市税の納付状況調査を市が行っているが、市の補助金交付要綱には間接補助事業者が市税を滞納していないことを交付要件としておらず、市税納付状況調査についての定めもない。間接補助事業者に市税の滞納がないことを交付要件としているのであれば交付要綱に明記するとともに、市税納付状況調査についても交付要綱に記載するなど適切な補助金交付事務の執行に努められたい。

《競輪事務所》

指摘事項

1 タクシーチケットの管理について

タクシー会社からの借上料の請求書に添付されている利用済チケットにおいて、乗者名が書かれていない等、適切なチケットの交付が行われていない事例が散見された。チケットは配布基準に基づき交付されているが、取扱要領等を整備して運用を行い、疑問を持たれることのないよう適切な事務処理をされたい。

2 業務委託契約に係る事務について

令和2年度の定例監査結果の意見を受けて翌年度に措置通知を提出したにもかかわらず、同年度においても同様の不備事例が散見された。再度の不備が発生した事実を職員一人一人が重大な事実と認識し、再発防止に向けた実効性のある取組を全職員で共有して適正な事務処理をされたい。

《農業企画課》

意見

1 予定価格書の作成日について

道の駅とよはし交通誘導警備業務委託契約の予定価格書作成日について、平成30年12月4日付け契約検査課長通知「予定価格書の作成における留意事項について」によれば、漏えい防止の観点から原則として入札日に作成するとあるが、入札日の15日前に作成されていたので、適切な事務処理に努められたい。

2 委託業務について

道の駅とよはし交通誘導警備業務委託において、業務場所が地域振興施設の指定管理者の管理区域外であるため市が行うべき業務としているが、利用者が安全かつ安心して円滑に駐車施設に往来できるように行っているものであり、当該指定管理者も利益を受けていることから、費用負担のあり方について検討されたい。

《農業支援課》

意見

1 補助金交付事務について

獣害防除対策事業補助金において、交付申請と実績報告書で事業実施場所の所在地が異なる書類を受領していた事例が見受けられたので、書類内容の確認を徹底するなど、適切な事務処理に努められたい。

《農地整備課》

意見

1 一者随意契約について

憩の場除草委託業務において、自治会組織と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約をしているが、理由の記載が不十分かつ抽象的であるため、

履行可能な者が一者に特定される場合には、その根拠を整理し、理由書に具体的に記載するよう努められたい。

建設部

《土木管理課》

意見

1 駐車料金の減免について

駅前大通公共駐車場及び松葉公園地下駐車場において、中心市街地にある公共施設を利用する者に対して料金の全部または一部を免除しているが、施設により負担軽減に係る対応が異なっている。減免は、一定の明確な基準のもとで例外的に適用すべきものであることから、受益者負担の原則に十分配慮し、その必要性、合理性、公平性を検討の上、条例にのっとり適切な制度運営を図られたい。

《道路維持課》

指摘事項

1 工事の施工管理について

路面排水工事8において、受注者が行った設計照査の結果、受注者からの確認事項の請求とこれに対する監督員の回答が書面によらず口頭で行われていたので、工事施工に当たり遵守すべき土木工事標準仕様書（愛知県建設局）に基づき、適正な事務処理をされたい。

《河川課》

意見

1 委託業務について

小見堂排水樋管操作委託業務等において、5月から10月の間は月2回点検することとなっているが、8月については2回目の点検結果の確認を忘れていた。また、三郷排水機場関連樋門管理委託業務（三郷ほか3樋門）において、業務従事者及び現場責任者届で提出されている従事者と毎月の業務実施報告書の操作員が一致していなかったため、浸水被害の発生を防止するためにも、チェック体制を強化し、適切な事務処理に努められたい。

《建 築 課》

意 見

1 業務委託の事務について

美術博物館改修整備工事（詳細設計付）に関するモニタリング支援業務の仕様書に管理技術者の資格要件が定められているが、受託者から提出された管理技術者届に資格を確認できる書類が添付されていなかったため、有資格者による適正な業務の履行が担保されるよう、書類の確認を徹底し、適切な事務処理に努められたい。

《建築物安全推進課》

指摘事項

1 補助金交付事務について

ブロック塀等撤去費補助金において、補助金の交付要件を満たしていないにもかかわらず補助金を交付している事例が見受けられたため、当該補助金の返還手続きを進めるとともに、実績報告の審査に当たっては、必要に応じて現地確認を行うなど、適正な補助金交付事務をされたい。

意 見

1 委託業務について

特定空家等略式代執行委託業務において、業務の対象に罹災家屋上屋の除去・処分のほか、基礎・浄化槽の撤去、樹木の伐採、整地等を含めているが、当該事案は所有者不存在であるため委託金は全額公費の負担となることから、事業の目的が達成できる必要最小限度の業務を対象とした発注に努められたい。

2 補助金交付事務について

ブロック塀等撤去費補助金において、補助金の交付要件が不明確なため、明確な基準もないまま、要件に該当するか否かを個別に判断している事例が散見された。また、ブロック塀の土留めとなっている部分を、補助金交付要綱に規定する「擁壁等」として判断していた事例が見受けられた。補助金の交付要件及び「擁壁等」とした判断について、補助金の交付要件等の判断基準を明確化するなど、公平な補助金交付事務の執行に努められたい。

《住 宅 課》

意 見

1 文書事務について

市営住宅家賃減免の承認に係る決裁文書において、入居者からの減免申請を指定管理者が取りまとめて市に報告し、市はその報告を基に審査をして承認すべきところ、指定管理者からの報告日並びに減免承認に係る起案日及び決裁日の不整合が生じている事例が散見されたので、減免手続の信頼性を損なうことのないよう適切な事務処理に努められたい。